平成 25 年 9 月 10 日

日本産業衛生学会関東地方会
会員各位

日本産業衛生学会関東地方会事務局

関東地方会理事候補者選挙制度改革案について

本年 4 月 20 日に東邦大学で行われました平成 25 年度第 1 回幹事会（拡大幹事会）におきまして、理事の選挙制度（電子投票の導入および 10 名定員制）に関する問題提起がありました。それに関して、柳澤裕之地方会長より、電子投票システムについては十分な配慮をしながら使用を継続する方針であること、理事候補者選挙については今後幹事会にて議論し改善を進めていくとのコメントがございました。先日 9 月 7 日に行われました平成 25 年度第 2 回幹事会では、以下のような選挙方法に関する改革案が柳澤地方会長より提示されました。

投票に際して

＜現行＞		＜改革案＞
10 名連記制	→	12 名連記制

【12 名連記制の根拠】
①日本産業衛生学会の法人変更に伴い、選挙結果の報告義務が強化され、理事候補者 10 名に加えて、次点者、次々点者を含めた 12 名を報告しなければならなくなった（従来、関東地方会では次点者、次々点者を報告してきたが、今回の法人変更に伴って選挙制度細則に明文化された)。
②現在関東地方会会員は約 3300 名を数えるが、12 名連記制にすることにより、理事候補者として推薦可能な人数の割合が、330 人に 1 人から 275 人に 1 人へと高くなり、理事への門戸が広がる。

第 2 回幹事会では、この改革案に対し活発な意見交換がなされましたが、関東地方会の一般会員も含めた幅広い議論も必要ではないかという意見があり、関東地方会のホームページに掲示し、電子メールにて意見を受け付けることになりました。

つきましては、本改革案に対するご意見や、対案に関しまして、関東地方会会員の皆様より御意見を募集いたします。事務局内に設けました日本産業衛生学会関東地方会理事候補者選挙制度改革案受付係まで、電子メールにてお送り下さい。頂きました御意見は事務局の方でまとめ、次回平成 25 年度第 3 回幹事会において議論する予定です。その関係上、第 1 回目の締め切りを平成 25 年 10 月末日とさせていただきます。関東地方会会員の皆様の忌憚なき御意見をお待ちしております。どうか宜しくお願い致します。

連絡先：
日本産業衛生学会関東地方会理事候補者選挙制度改革案受付係
メールアドレス：jsoh_kanto@jikei.ac.jp